

# 公益財団法人基督教イースト・エイジャ・ミッション

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支給の基準

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人基督教イースト・エイジャ・ミッション(以下「この法人」という。)定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。役員とは、理事及び監事をいう。評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬及び費用の支給)

第3条 役員及び評議員に対して、定款及び本規定に定める基準に従って算定された額を支給することができる。ただし、職員を兼ねる理事には、職員として「給与規程」に基づき給与及び退職金を支払い、本規定に定める役員及び評議員に対する報酬及び費用は支払わない。

2 役員及び評議員に対する報酬並びに費用の支給は、別表に定めるとおりとする。

### (公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人基督教イースト・エイジャ・ミッションの設立の登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 種 類              | 区分     |  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
|------------------|--------|--|-----|--|-----------------|--------|------------------|--------|------------------|-----|
| 日 当              | 理事     | ・法人の評議員会、理事会及び委員会に出席したときは、1日につき15,000円(税引後)を支給する。  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
|                  | 監事     | ・法人の評議員会、理事会及び委員会に出席したときは、1日につき15,000円(税引後)を支給する。<br>・業務監査、会計監査その他この法人の運営上必要に応じて行う監査等については、従事する日数を問わず、年間を通じ一律50,000円(税引後)を支給する。  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
|                  | 評議員    | ・法人の評議員会、理事会及び委員会に出席したときは、1日につき15,000円(税引後)を支給する。  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
| 交通費              |        | <p>・役員及び評議員が評議員会、理事会及び委員会に出席したときは以下のとおりの交通費を支給する</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住地から目的地まで5km圏内</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>居住地から目的地まで10km圏内</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>居住地から目的地まで10km圏外</td> <td>実 費</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 |  | 居住地から目的地まで5km圏内 | 3,000円 | 居住地から目的地まで10km圏内 | 4,000円 | 居住地から目的地まで10km圏外 | 実 費 |
| 区 分              |        |  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
| 居住地から目的地まで5km圏内  | 3,000円 |  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
| 居住地から目的地まで10km圏内 | 4,000円 |  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |
| 居住地から目的地まで10km圏外 | 実 費    |  |     |  |                 |        |                  |        |                  |     |